

令和6年度 京都市家族介護用品給付事業者の募集について（募集要項）

京都市では、令和6年度、介護保険の要介護認定で要介護4～5と認定された方で市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅高齢者を介護されている家族等の方及び個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う家族介護用品給付事業の経過措置対象者に、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品を給付することを予定しています。

この度、本事業に御協力いただける事業者を募集しますので、参加を希望される事業者は下記の要領で申請してください。

記

1 申請の資格

「京都市家族介護用品給付事業業務委託仕様書」（別紙1）に定めるとおりの事業実施が可能であり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ただし、(3)(4)についてはいずれか一方に該当する者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 令和5年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、申請時において、京都市競争入札参加停止取扱要綱における参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和5年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、引き続き2年以上、当該営業を営んでおり、法人税又は所得税及び消費税、京都市の市民税及び固定資産税及び京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。京都市に納税義務及び支払い義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税及び水道料金、下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 法人又は代表者が指定暴力団の構成員でないことその他、契約相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 個人情報保護の内部規定を定めていること。
- (7) 仕様書に掲げるすべての品目を扱えること。
- (8) 仕様書の内容の業務を確実に実施できる人員配置及び体制が整備されていること。

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和6年1月5日(金)～令和6年1月25日(木)までの本市の閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（在宅福祉担当）

※申請書類が整った段階で申請を受理する。

(3) 申請書類

ア 京都市介護用品給付事業登録申請書

イ 取扱商品一覧表（取扱商品のメーカー・商品名・サイズ・入数・単価（税込み）・JANコード及びカタログに掲載する取扱商品のパッケージ（写真等）を記載）

※ JANコードに誤りがないように注意すること。

ウ 法人の定款

エ 直近の予算書・決算書

オ 個人情報保護に関する社内規定の写し、又は、個人情報を適切に取り扱っていると認められる認証（プライバシーマーク）の写し

カ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）

キ 最近2事業年度の実績（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書、又は確定申告書）

ク 印鑑証明書（写し不可）

ケ 使用印鑑届

コ 直近2か年分の消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税の納税証明書（提出3か月以内に発行：写し可）

ただし、非課税等で本証書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

サ 水道料金・下水道使用料納付証明書

※ ただし、令和5年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、上記カ・キ・ク・ケ・コ・サは省略できるものとする。

(4) 申請受付期間中に書類が提出された場合であっても、不備がある場合（必要とされている申請書類が欠けている場合や申請書類の記載内容に誤りが多数見受けられる場合等）は、申請受付期間内に不備が解消されない限り、申請を受理しないため、余裕をもって申請すること。申請受付期間終了後の申請書類の提出は、一切受け付けないため、注意すること。

(5) 申請書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

(6) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

3 委託業務内容概要

(1) 利用者へ次に掲げる介護用品の配送

ア 紙おむつ（パンツタイプ）

イ 紙おむつ（テープ止めタイプ）

ウ 紙おむつ（フラットタイプ）

エ 尿取りパッド

- オ ホルダーパンツ
- カ 失禁シート・介護シート
- キ 使い捨て手袋
- ク ウエットティッシュ
- ケ 清拭剤（液体タイプ、シートタイプ）
- コ ドライシャンプー
- サ 消臭剤
- シ 食事補助具
- ス 口腔ケア用品
- セ 介護ねまき
- ソ 介護用肌着

(2) 利用者からの発注対応

(3) 介護用品提供の際の給付券の受取及び利用者と決定通知書との整合確認

(4) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課への実績報告

(5) 商品説明等の利用者対応

(6) 利用者の商品選定のためのカタログ作成

別途指示のあった時期までに必要部数を各区役所・支所（京北出張所含む）及び保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課まで納品すること。

4 契約方法

単価契約による

- ※ 事業者は、利用者の発注管理、商品提供、配送、その他介護用品に係る費用全てを勘案して商品ごとの単価を設定すること。契約は商品ごとの単価契約とする。
- ※ 市場価格から著しく乖離している場合や介護用品の取扱商品として妥当ではないと本市が判断した場合は、価格変更、商品変更、商品取下げを指示する場合がある。
- ※ 1商品の設定価格は5,000円以内とし、10円未満は切り捨てること。
- ※ 支払い方法については、毎月の実績払とし、商品ごとの単価に数量を乗じて得た額（注文金額の合計）から利用者の自己負担額を差し引いた金額とする。

5 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

6 履行場所

京都市全域（京北地域含む）

7 事業者の決定について

申請のあった事業者について、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

において審査のうえ、登録の可否について2月初旬までに連絡する。

8 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る経費がすでに発生していても、その費用について、本市は一切補償しない。

9 その他

- (1) この要項は概略を示したものであり、今後軽微な変更の可能性がある。
- (2) 提出された資料は、審査・業者選定以外に応募者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 募集期限後の提出、書類の差替え等は認めない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は申請を無効とする。

10 問い合わせ先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（塩谷・村石）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

TEL 075-213-5871 / FAX 075-213-5801